

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、コーポレートガバナンスを適切に構築し、運用することが、株主をはじめとしたステークホルダーの信頼に応え、グループ全体の企業価値を継続して高めるために、最も重要な経営課題のひとつであると認識し、その改善に努めます。

基本的には、株主から付託されている経営を役員が公正且つ効率的に行うことができるよう自律的にコントロールできる仕組みを構築する一方で、適切且つ適時な情報開示とアカウンタビリティーを徹底し、透明な経営を行うことにより、ステークホルダーから絶えず経営監視を受け、不断なる改善を図ることのできる体制とします。

詳細は、当社Webサイトを参照ください。

URL:<http://www.azumaship.co.jp/company/governance.html>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新](#)

コーポレートガバナンス・コードの原則を全て実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[更新](#)

次の原則につきましては、以下の当社Webサイトをご参照ください。

URL:<http://www.azumaship.co.jp/company/governance.html>

【原則1-4】

- 株式の政策保有方針

【原則1-7】

- 関連当事者間取引と監査

【原則3-1】

- 情報開示の充実

【補充原則4-1-1】

- 経営陣に対する委任範囲の明確化

【原則4-8】

- 独立社外取締役の活用

【原則4-9】

- 独立社外取締役の独立性

【補充原則4-11-1】

- 取締役会の構成メンバーのバランス・多様性および規模に関する考え方

【補充原則4-11-2】

- 役員の他の上場会社役員との兼務状況

【補充原則4-11-3】

- 取締役会の実効性

【補充原則4-14-2】

- 役員のトレーニングに対する方針

【原則5-1】

- 株主との建設的な対話に関する方針

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
太平洋セメント株式会社	11,100,000	38.38
鈴与建設株式会社	3,800,000	13.14
むさし証券株式会社	960,000	3.32

株式会社商船三井	880,000	3.04
鈴与商事株式会社	555,900	1.92
鈴与株式会社	444,100	1.54
東海運持株会	405,318	1.40
三井住友海上火災保険株式会社	400,000	1.38
三井住友信託銀行株式会社	300,000	1.04
株式会社三井住友銀行	297,900	1.03

支配株主(親会社を除く)の有無	太平洋セメント株式会社
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	倉庫・運輸関連業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少數株主の保護の方策に関する指針

当社の事業運営上の意思決定は、当社独自に行っており、支配株主との取引については、市場相場等を参考に他の一般会社と同条件で取引している。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

支配株主である太平洋セメント株式会社は、当社の発行済株式の38.38%を保有している。

当社は、上場企業として同社から独立しており、当社の株主総会における議決権行使に関するものを除き、当社役員の職務の執行に関し、同社から統制を受けていない。

また、同社役員・使用人は、当社の役員を兼務していない。

同社グループとの取引については、他の一般会社と同条件で取引ごとの個別協議により決定する一方、新規取引先の開拓、同社グループ以外の会社との取引高の拡大等により、影響度の軽減を図っている。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 [更新]	11名
社外取締役の選任状況 [更新]	選任している
社外取締役の人数 [更新]	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 [更新]	2名

会社との関係(1) [更新]

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
彌富 悠子	弁護士											
大杉 秀雄	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) [更新]

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
彌富 悠子	○	—	法律の専門家という立場で経営を監督でき、且つ一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したため当社の独立役員と指定しております。
大杉 秀雄	○	—	企業財務・会計の専門家という立場で経営を監督でき、且つ一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したため当社の独立役員と指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 [更新]

委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
--------	--------	---------	----------	----------	----------	--------	---------

指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

指名委員会及び報酬委員会は、社外取締役及び代表取締役社長が選任した委員1名以上計2名以上でそれぞれ構成されます。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と監査部は相互に情報交換し、効率的且つ適正な監査が実施できるよう、被監査部門・監査時期・監査項目を調整し、監査計画を策定・実施している。

また、監査役と監査部は、監査結果を相互に交換し、整合性を確認している。

一方、会計監査の適正性を確保するため、監査役会及び取締役会は、会計監査人から必要に応じて会計監査の内容の報告を受けている。

また、監査役会は、会計監査人よりその職務遂行の適正性を確保するため、必要事項について文書の提出を受け、その内容を確認している。

監査役は、当社における内部統制上の組織であるコンプライアンス委員会、リスク管理委員会及び危機対策本部にオブザーバーとして出席している。

また、監査部は、年度ごとにコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会並びに情報セキュリティ運営委員会の監査を実施している。

財務報告に関する内部統制システムについては、監査部が評価対象となる業務プロセスの妥当性、適切性を検証、評価し、その結果を取りまとめている。

一方、監査役及び会計監査人も別途財務報告に関する内部統制システムの監査を行っているが、監査役、監査部及び会計監査人との間で都度連絡を取り合い、情報の共有化を図り、整合性を確認している。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松本 一朗	他の会社の出身者											△		
齋藤 宏	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

独立

氏名	役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松本一朗	○	<p>社外監査役松本一朗氏は、平成14年3月まで当社の主要な取引先である太平洋セメント株式会社の業務執行者として勤務しておりました。</p> <p>なお、太平洋セメント株式会社と当社との間には、年間9,479百万円(平成28年3月31日現在実績)の取引があります。</p>	<p>松本一朗氏は、太平洋セメント株式会社の管理部門及び他の会社の取締役としての経験を踏まえ、当該社外監査役に選任しております。</p> <p>なお、同氏は当社の主要な取引先である太平洋セメント社を退職後、10年以上経過しており、同社に関与する立場ではなく、同社と特別な関係にはないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したため当社の独立役員と指定しております。</p>
齋藤宏	○	—	法律の専門家という立場で監査を実施でき、且つ一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したため当社の独立役員と指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役 11名 254,085千円

監査役 3名 25,962千円

(うち社外3名 25,707千円)

(注)1.上記報酬等の額には平成27年6月26日開催の第114回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役弘津裕氏を含めております。

2.上記の他平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間において使用人兼務役員に支払った使用人給与相当額は以下のとおりです。
取締役 2名 5,526千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1) 社内取締役に対する報酬について

経営目標を達成するために、取締役は直近の業績のみならず、中長期的な成果をも重視すべきであると考えている。従って、取締役の報酬体系並びに報酬水準を決定するにあたって、これらのことを探査し、報酬がインセンティブとして有効に機能することを基本方針としている。
また、個々の基本報酬につきましては、役職、職責、役割に応じて報酬額を決定している。

(2) 社外監査役に対する報酬について

監査役の協議にて決定し、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず職位に応じた固定報酬としている。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、監査役監査が適時・適切な情報に基づき行われることを担保するため、必要な情報をタイムリーに監査役に対し報告できる体制を整備するものとする。

具体的には、監査役が常務会などの重要な会議に出席できる体制とするものとする。
また、決裁書、重要な報告書・議事録などを監査役が回覧・閲覧する仕組みとする。
さらに、監査役が、CSR統括委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、危機対策本部などにオブザーバーとして出席できるものとし、会社に生じた重要な事実についても、監査役に対して迅速に報告できる体制とするものとする。

2. 業務執行・監査・監督・指名・報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

(1) 意思決定について

意思決定については、取締役会規程及び常務会規程に基づき、適正な手続きにより行なっている。
また、常務会を設置することなどで、意思決定が効率的に行われる仕組みとしている。

(2) 業務執行について

業務執行については、業務規程、職務権限・責任規程に基づき、部・室・事業部などの組織を整備するとともに、代表取締役から各ライン、末端までの業務の委任関係について責任と権限を明確にし、業務執行が効率的に実施できる体制としている。
また、当社は、経営戦略を具体化するために、中期経営計画を策定し、それを事業年度ごとの年度計画に落とし込み、予算制度や人事制度とリンクした形で各部門以下に下方展開している。

(3) 職務執行の監督について

職務執行の監督については、内部監査規程に基づき、監査部が、内部監査組織として監査を行なうことなどにより、その効率性を確保している。

(4) 監査について

監査役は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名（うち社外監査役2名）の3名体制であり、監査役会を設置している。
監査役は、監査役会規程及び監査役監査基準に基づき、期初に監査方針を監査役会で決定のうえ、被監査部門・監査項目・監査日程等を記載した監査計画を策定している。
監査役は、監査計画の実施にあたって、会計監査人及び内部監査部門である監査部と連携し、各監査への立会い、実地調査の実施をすることと併せ、取締役会を筆頭として重要な会議に出席し、意見表明を行なっている。
また、監査役は、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、危機対策本部など社内に設置した委員会等にオブザーバーとして、出席するものとしている。
さらに、監査役は、適切な監査を行なうため、重要事項について、決裁書類・議事録などを閲覧するとともに、取締役及び使用人から情報提供を受けている。

(5) 業務執行監査機能を強化するためのプロセスについて

契約の締結にあたっては、社内に設置した法務委員会が契約内容の審査を行なっている。

(6) 監査基準に関する基本方針について

監査役の職責を果たすうえでの心構えを明らかにすることと併せ、その職責を遂行するための監査体制のあり方と、監査にあたっての基準及び行動の指針を定めるものとする。

(7) 取締役候補者の選定に関する方針について

取締役の選定については、環境変化へ迅速に対応して適切なコーポレート・ガバナンスを構築するため、当社の業態、役員構成などを勘案し、社内外からひろく人材を登用するものとする。

(8) 報酬決定に関する方針について

取締役の報酬等については、業績を反映した体系とする。

(9) 会計監査人に関する事項について

イ 監査契約について

当社は、有限責任 あづさ監査法人と監査契約を締結している。

ロ 業務を遂行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名

武久 善栄（有限責任 あづさ監査法人）

関根 義明（有限責任 あづさ監査法人）

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の基本的な機関設計として、監査役制度を採用している。

当該制度を採用した理由は、監査役が、取締役から独立した機関として、監査を行い、調査権や取締役の行為の差止請求権を有するなど、極めて強力な経営監視機能を有しているからである。

また、監査役制度に加え、監査役監査と内部監査組織との連携、内部統制システムの整備と適正な運用、適切且つ適時な情報開示の徹底などを重畳的に行うことにより、株主をはじめとしたステークホルダーに信頼されるコーポレート・ガバナンス体制を構築できるものと考えている。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
その他	株主総会のビジュアル化を行っている

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	1.経営の特徴と戦略 2.業績/財務状況 3.配当/株式関連情報 4.IRカレンダー 5.IR関連資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務法務部 藤井豊久	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念・行動指針・CSR基本方針等において、規定している
環境保全活動、CSR活動等の実施	静脈物流を行い資源リサイクル型社会の実現に努力している
ステークホルダーに対する情報提供に関する方針等の策定	情報開示基本方針を定めている

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 [更新]

【基本的な考え方】

当社は、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、法令遵守を確保するため、コーポレートガバナンスと有機的に一体となった内部統制システムを以下の方針に基づき整備するものとし、既存の規程、組織及び運用方法を継続的に改善するものとする。

【整備状況】

(1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令、定款はもちろんのこと、経営理念、行動指針、社内規程を始め企業倫理を遵守し、自律的に管理できる企業風土を醸成するための体制を整備するものとする。

具体的には、コンプライアンス規程、内部通報規程、コンプライアンスマニュアルに基づき、コンプライアンス委員会を中心に、計画の策定、その実施・確認、社内通報への対応、法令違反事件についての調査・是正措置及び再発防止策の実施並びにそのフォローアップ、社内教育などをを行うものとする。

また、当社は、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するとともに、警察や公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会などと連携し、反社会的勢力の排除に協力するものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、透明で公正な事業活動を行うため、法令、定款、証券取引所規則及び社内規程に基づき情報を適切に管理できる体制を整備するものとする。

具体的には、取締役会規程、常務会規程、文書管理規程、情報セキュリティ基本規程、個人情報保護規程などに基づき、文書を始め種々の情報を適切に取得、作成、処理、保管・保存及び廃棄するものとする。

また、円滑な情報伝達のため、コンピュータシステム及びネットワークを整備・活用し、電子文書管理システムを導入するなど、情報が迅速且つ効率的に共有できる仕組みを整備して行くものとする。

さらに、当社は上場企業として、市場から信頼を得るために、東京証券取引所が定める適時開示規則及び社内で定める情報開示基本方針に基づき、会社情報の適時・適切な開示を行うとともに、インサイダー情報についても、インサイダー情報管理規程に基づき適切に管理するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の企業価値の最大化と継続的発展を阻害するリスクを適切にコントロールするとともに、リスクが顕在化した場合において、適切な活動をもって対応することにより、当社の被害を最小限とするため、リスク管理体制を整備するものとする。

具体的には、リスク管理基本方針、リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を推進組織として、その適切な運用を図るものとする。

また、契約の締結にあたっては、社内に設置した法務委員会が内容の審査を行うものとする。

さらに、経理規程、防災規程、与信管理規程、情報セキュリティ基本規程、安全衛生管理規程などにより、個別の重大なリスクに対応するものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役による取締役会での意思決定、それにに基づく業務執行及びその職務執行の監督が効率的に行われるよう、コーポレートガバナンスを適切に構築するとともに、業務執行に係る組織及び戦略に関する体制を整備するものとする。

具体的には、意思決定については、取締役会規程及び常務会規程に基づき、適正な手続きにより行うものとする。

また、取締役会の事前検討機関として常務会を設置することなどで、意思決定が効率的に行われる仕組みとする。

業務執行については、業務規程、職務権限・責任規程に基づき、部・事業部などの組織を整備するとともに、代表取締役から各ライン、末端までの業務の委任関係について責任と権限を明確にし、業務執行が効率的に実施できる体制とする。

また、当社は、経営戦略を具体化するために、中期経営計画を策定し、それを事業年度ごとの年度計画に落とし込み、予算制度や人事制度とリンクした形で各部門以下に下方展開するものとする。

職務執行の監督については、内部監査規程に基づき、監査部が、内部監査組織として監査を行うことなどにより、その効率性を確保するものとする。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における内部統制システム

当社は、当社グループ各社の自立性を尊重する中で、経営戦略を共有化し、グループの企業価値を持続的に向上できるよう、グループにおける内部統制システムを整備するものとする。

イ 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社が定める関係会社管理規程により、子会社の財務諸表、事業報告その他の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項について当社への定期的な報告を義務付けるものとする。

また、子会社社長が出席する各種会議体などの場を利用し、情報交換を行う中でグループ経営を推進するものといたします。

ロ 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理委員会を開催し、子会社におけるリスクの把握及び管理に努めるものとする。

子会社は、重大な危機が発生した場合、直ちに当社のリスク管理委員会に報告し、当社は事案に応じた支援を行うものとする。

また、子会社は、リスク管理に係る体制を整備し、当社はその適正な運用を確保するため、子会社の役職員に対してリスク管理に関する研修などを行うものとする。

ハ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、グループ経営の円滑且つ確実な推進のため当社における子会社の担当取締役及び所管部署を選任し、子会社との密接な連携のもと、必要な助言・提言を行うものとする。

また、当社はグループ中期経営計画を策定し、子会社に展開し、グループ全体の効率的な運営を行うものとする。

ニ 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社より取締役又は監査役を子会社に配置し、子会社の役職員の業務執行の状況について把握するとともに、当社の内部監査部門による内部監査を実施することにより、業務の適正を確保するものとする。

また、子会社は、法令遵守に係る体制を整備し、当社はその適正な運用を確保するため、子会社の役職員に対してコンプライアンスに関する研修などを行うものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

当社は、監査役からその職務を補助するための使用者を置くことを求められた場合、その請求の趣旨を尊重し、適切に対応するものとする。

(7) 監査役を補助する使用者の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役を補助する使用者を置くものとした場合、監査役監査が適正に行われるよう、取締役からの独立性を確保するものとする。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用者に対する指示の実行性の確保に関する事項

当社は、監査役を補助する使用者を置くものとした場合、当該使用者の異動、処遇、懲戒について監査役と事前協議のうえ、実施するものとす

る。

(9) 監査役に報告するための体制

イ 当社の役職員が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

当社は、監査役監査が適時・適切な情報に基づき行われることを担保するため、必要な情報をタイムリーに監査役に対し報告できる体制を整備するものとする。

具体的には、監査役が常務会などの重要な会議に出席できる体制とするものとする。

また、決裁書、重要な報告書・議事録などを監査役が回覧・閲覧する仕組みとするものとする。

さらに、監査役が、CSR統括委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、危機対策本部などにオブザーバーとして出席できるものとし、会社に生じた重要な事実についても、監査役に対して迅速に報告できる体制とするものとする。

ロ 当社の子会社の役職員及び役職員より内部通報を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社は、子会社の役職員がその業務執行に関し監査役から報告を求められた場合、迅速に報告できる体制を整備するものとする。

また、コンプライアンス委員会は、子会社の役職員からの内部通報について、監査役に迅速に報告するものとする。

(10) 前項の内部通報をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、子会社の役職員が監査役に当該報告を行ったことを理由として、当該役職員に対して不利益な取扱いをしないものとする。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、会社法第388条の規定に基づく費用の前払い又は償還の手続をした場合又は会計監査人・弁護士、その他の社外専門家に対して相談する場合、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担するものとする。

(12) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役との情報交換を適宜行い、監査役が監査を行う上で必要な意見、要望、提案などを提出できる体制を整備するものとする。

具体的には、取締役会、常務会の席上はもちろん、日常において、監査役と取締役とが適宜情報交換できる環境を整備するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会勢力排除に向けた基本的な考え方】

当社は、反社会的な勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断している。

【基本方針】

(1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業の経済活動に障害となる反社会的勢力とは一切関係を持たない

(2) 反社会的勢力からの不当な要求に対し、金銭などの利益を供与しない

(3) 反社会的勢力の影響力を利用したり、反社会的行為に加担をしない

【整備状況】

(1) 対応統括部署：総務法務部が対応する

(2) 社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入し連携して情報の収集を図る

(3) 不当要求に備えたマニュアルの作成

(4) 各部署において定期的な講習会の開催

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、信託型ライツプランや事前警告型企業買収防衛策などの企業買収防衛策を導入していない。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

